

飯島町告示第44号

飯島町地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

令和8年4月28日

飯島町長 唐澤 隆

飯島町地域おこし協力隊設置要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 任用型地域おこし協力隊員（第9条—第14条）
- 第3章 委託型地域おこし協力隊員（第15条—第18条）
- 第4章 企業雇用型地域おこし協力隊員（第19条—第23条）
- 第5章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 この要綱は、人口減少及び少子高齢化が進行する中、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本町への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（令和8年3月5日付け総行応第40号）に基づき、飯島町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任用型地域おこし協力隊 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町長が任用する協力隊をいう。
- (2) 委託型地域おこし協力隊 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町長が委嘱し、町長と業務委託契約を締結する協力隊をいう。
- (3) 企業雇用型地域おこし協力隊 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、町と業務委託契約を締結する法人又は団体が雇用する者のうち、町長が委嘱する協力隊をいう。

（協力隊の要件）

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和35年法律第261号）第16条の規定による欠格条項に該当しない者
- (2) 隊員の委嘱を受ける前において、別表第1左欄に掲げる転出地に住所を有し、かつ、当該住所に生活の拠点を置いている者

(3) 隊員の委嘱を受けた後において、直ちに別表第1左欄に掲げる転出地の区分に応じ、住民票を本町へ異動（ただし、町長が必要と認めた場合を除く。）し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことができる者。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の普通自動車免許を有する者（隊員の委嘱を受ける日までに当該普通自動車運転免許の取得が見込まれる者を含む。）

2 本町以外の地方公共団体から地域おこし協力隊推進要綱で定める地域おこし協力隊員として委嘱を受け、2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域おこし協力隊員を解雇された日から1年以内に隊員として委嘱を受けるもの、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下この項において「JETプログラム」という。）を終了した者であって、JETプログラムの参加者として2年以上活動し、かつ、JETプログラムが終了した日から1年以内に隊員として委嘱を受けるもの又は海外に在留し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による地方公共団体の住民基本台帳に記録されていない者に対する前項第2号の規定の適用については、同号中「別表第1左欄に掲げる転出地」とあるのは、「町外の地域」とする。

3 前項に規定する者に対する第1項第3号の規定の適用については、同号中「別表第1左欄に掲げる転出地の区分に応じ、同表右欄に定める転入地」とあるのは、「本町」とする。

4 本町においてJETプログラムを終了した者は、住民票の異動にかかわらず、本町の協力隊として活動することができる。

（隊員の任務）

第4条 隊員は、次に掲げる地域力の維持及び強化に資するための活動を行う。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動等の支援に関する活動
- (2) 都市住民等との交流及び移住・定住の促進に関する活動
- (3) 地域資源及び特産品の発掘、開発及び販路促進に関する活動
- (4) 農林業、商業、工業及び観光業の振興に関する活動
- (5) 地域住民の見守り等の住民の支援に関する活動
- (6) 地域の環境保全に関する活動
- (7) 地域の教育環境の向上に関する活動
- (8) 地域の情報収集及び情報発信に関する活動
- (9) その他町長が地域の活性化に資すると認める活動

（遵守事項）

第5条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び活動を行う地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 隊員の任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (4) 心身の不調その他活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに町長に届けること。

(身分証明書)

第6条 隊員は、活動に従事するとき身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、住民その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届けなければならない。

4 隊員は、その職を退いたときは、身分証明書を直ちに町長に返還しなければならない。

(日誌及び報告書)

第7条 隊員は、活動状況について、その概要を活動日誌(様式第2号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の活動日誌を添付の上、速やかに前月分の活動の内容を活動報告書(様式第3号)により町長に報告しなければならない。

3 隊員は、町から要請があったときは、活動の報告会等に出席し、必要に応じて活動状況等について報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 隊員は、活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

第2章 任用型地域おこし協力隊員

(任用)

第9条 任用型地域おこし協力隊員(以下「任用型隊員」という。)は、第3条の要件を満たした応募者の中から選考し、町長が任用する。

(身分)

第10条 任用型隊員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(任期)

第11条 任用型隊員の任期期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、初年度は委嘱状交付の日から当該年度末までとする。

2 任用型隊員は、最長3年間まで再任することができるものとする。ただし、別表第2に掲げる場合において、それぞれ定める期間を上限として任期期間を延長することができることとする。

3 任期期間(前項の規定により任期期間を延長する場合も含む。以下この項において同じ。)中に任用型隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する期間(以下この項において「育児等に係る活動中断期間」という。)が生じる場合は、当該任期期間から育児等に係る活動中断期間を除くものとする。この場合において、育児等に係る活動中断期間は1年を超えることができないものとする。

4 特別の事由があるときは、任期期間中であっても解任することができるものとする。

(給与等)

第12条 任用型隊員の給与等は飯島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第14条)及び飯島町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和元年規則第15号)で定める額とし、その支給方法は次のとおりとする。

- (1) 報酬の支給は、毎月15日までに支給する。
- (2) 町長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。

(勤務条件)

第13条 任用型隊員の勤務条件は、飯島町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)による。

(社会保険等の適用)

第14条 任用型隊員は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

2 任用型隊員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の例により補償する。

第3章 委託型地域おこし協力隊員

(委託)

第15条 町長は、第3条の要件を満たした応募者及び任用型隊員の中から、地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、第4条第1項に規定する活動において、次のいずれかに該当する者を選考し、同条に規定する活動を委託する。

- (1) 起業の実現可能性が高いと判断される者
- (2) 町の課題を解決できると判断される者

2 委託内容については、町長と委託型地域おこし協力隊員(以下「委託型隊員」という。)双方の協議により決定し、業務委託契約書により締結する。

3 委託型隊員は、前項の業務委託契約書に則して、毎月の活動状況について委託型地域おこし協力隊活動日誌(様式第4号)及び委託型地域おこし協力隊活動状況報告書(様式第5号)を作成し、関係書類を添えて翌月5日までに町長へ提出しなければならない。

(委嘱期間)

第16条 委託型隊員の委嘱期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、初年度は、委嘱状交付の日から当該年度末までとする。

2 委託隊員は、最長3年間まで再契約を可能とするが、任用型隊員から委託型隊員となった場合においては、任用型隊員であった期間を含めて最長3年間までとする。ただし、別表第2に掲げる場合において、それぞれ定める期間を上限として委嘱期間を延長することができることとする。

3 委嘱期間(前項の規定により委嘱期間を延長する場合も含む。以下この項において同じ。)中に委託型隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する期間(以下この項において「育児等に係る活動中断期間」という。)が生じる場合は、当該委嘱期間から育児等に係る活動中断期間を除くものとする。この場合において、育児等に係る活

動中断期間は1年を超えることができないものとする。

4 特別の事由があるときは、委嘱期間中であっても解任することができるものとする。

(委託料)

第17条 町長は、委託型隊員に対し、活動の対価として、活動内容等に応じた委託料を予算の範囲内において支払うものとする。

(委託契約の解除)

第18条 町長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。

- (1) 活動実績及び成果が、明らかに不十分な場合
- (2) 心身の故障のため、活動継続に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は契約不履行の場合
- (4) 委託型隊員としてふさわしくない非行があった場合
- (5) 自己の都合により、契約解除を申し出た場合

第4章 企業雇用型地域おこし協力隊員

(業務の委託)

第19条 町は、企業雇用型地域おこし協力隊員（以下「雇用型隊員」という。）の活動を適切に管理することができるものと認められる法人又は団体（以下「受入団体等」という。）に雇用型隊員の活動管理を委託することができる。

2 町長は、前項の規定による委託を行う場合は、受入団体等との間に業務委託契約を締結するものとする。

(委嘱期間)

第20条 雇用型隊員の委嘱期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、初年度は委嘱交付の日から当該年度末までとする。

2 雇用型隊員は、最長3年間まで再任することができるものとする。ただし、別表第2に掲げる場合において、それぞれ定める期間を上限として委嘱期間を延長することができることとする。

3 委嘱期間（前項の規定により委嘱期間を延長する場合も含む。以下この項において同じ。）中に雇用型隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する期間（以下この項において「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じる場合は、当該委嘱期間から育児等に係る活動中断期間を除くものとする。この場合において、育児等に係る活動中断期間は1年を超えることができないものとする。

4 特別の事由があるときは、委嘱期間中であっても解任することができるものとする。

(委託料)

第21条 雇用型隊員の活動に対する報酬又は活動に必要な経費は、雇用型隊員を雇用する受入団体等が負担するものとし、町は第19条第2項の規定により締結する業務委託契約に基づき当該受入団体等に対し予算の範囲内で委託料を支払うものとする。

(活動状況等の報告)

第22条 雇用型隊員は、毎月5日までに企業雇用型地域おこし協力隊活動報告書（様式第6号）を作成し、前月分の活動内容を町長に報告しなければならない。

2 雇用型隊員は、毎年度末日までに当該年度の企業雇用型地域おこし協力隊実績報告書

(様式第7号)を作成し、関係書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

(雇用型隊員の解嘱)

第23条 町長は、雇用型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、受入団体等と協議の上、委嘱を解くことができる。

- (1) 活動実績及び成果が、明らかに不十分な場合
- (2) 心身の故障のため、活動継続に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は契約不履行の場合
- (4) 雇用型隊員としてふさわしくない非行があった場合
- (5) 自己の都合により、契約解除を申し出た場合

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。

- (1) 飯島町地域おこし協力隊設置要綱（平成25年12月2日告示第98号）
- (2) 飯島町委託型地域おこし協力隊設置要綱（令和6年9月18日告示第61号）

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による廃止前の飯島町地域おこし協力隊設置要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により委嘱を受けている地域おこし協力隊は、この要綱に規定する任用型隊員とみなす。この場合において、当該隊員の任期は、旧要綱の規定による任期の残任期間とする。

様式第1号（第6条関係）

（表）

60
ミリ
メー
ートル

第〇〇-〇号

身 分 証 明 書

所 属
フリガナ
氏 名
（ 年 月 日生）
年 月 日交付
長野県上伊那郡
飯島町長 印

（裏）

飯島町地域おこし協力隊設置要綱第6条の抜粋

第6条 隊員は、活動に従事するとき身分証明書（様式第1号）を常に携帯し、住民その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届けなければならない。

4 隊員は、その職を退いたときは、身分証明書を直ちに町長に返還しなければならない。

90ミリメートル

様式第2号（第7条関係）

活動日誌

（宛先）飯島町長

飯島町地域おこし協力隊員

【週報】（ 年 月）

日付	曜日	活動場所	活動内容
日		午前	
		午後	
日		午前	
		午後	
日		午前	
		午後	
日		午前	
		午後	
日		午前	
		午後	
日		午前	
		午後	
(特記事項)			

確認者 _____ 印

（確認者は、隊員が関わる責任者であって、当該週において主に隊員の活動に関わったものが記名押印又は署名する。）

様式第3号（第7条関係）

活動報告書

（宛先）飯島町長

飯島町地域おこし協力隊員

次のとおり、活動を行ったことを報告します。

報告年月日	年	月分
1. 実施した活動の概要・状況		
2. 生活・活動をする上での課題、不安、心配事等		
3. 翌月の活動予定及び方向性		
4. その他要望事項		

確認者 _____ 印

（確認者は、隊員が関わる責任者であって、当該週において主に隊員の活動に関わったものが記名押印又は署名する。）

様式第5号（第15条関係）

委託型地域おこし協力隊活動報告書

（宛先）飯島町長

飯島町委託型地域おこし協力隊員

次のとおり、活動を行ったことを報告します。

報告年月日	年	月分
1. 実施した活動の概要・状況		
2. 生活・活動をする上での課題、不安、心配事等		
3. 翌月の活動予定及び方向性		
4. その他要望事項		

確認者 _____ 印

（確認者は、隊員が関わる責任者であって、当該週において主に隊員の活動に関わったものが記名押印又は署名する。）

様式第 6 号 (第22条関係)

飯島町企業雇用型地域おこし協力隊活動報告書

(宛先) 飯島町長

飯島町企業雇用型地域おこし協力隊員

会社名_____

氏 名_____

報告日	年 月 日
報告月	年 月分
活動内容	
翌月の活動 予定内容	
その他 報告事項等	

確認者_____印

(確認者は、隊員が関わる責任者であって、当該週において主に隊員の活動に関わったものが記名押印又は署名する。)

様式第7号（第22条関係）

飯島町企業雇用型地域おこし協力隊実績報告書

（宛先）飯島町長

飯島町企業雇用型地域おこし協力隊員

会社名_____

氏 名_____

年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊の実績報告について、飯島町地域おこし協力隊設置要綱第22条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

報告日	年 月 日
活動日	年 月 日 ~ 年 月 日

（添付書類）

- ・活動が確認できる書類
- ・その他町長が必要と認める書類

別表第1（第3条関係）

転出地	転入地
3大都市圏内の都市地域	本町の全地域
3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域（指定都市を含む。）	
指定都市（条件不利地域であるものを除く。）	

備考

- 1 3大都市圏とは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県の区域をいう。ただし、平成17年から平成27年までの人口減少率が11パーセント以上の市町村については、3大都市圏から除く。
- 2 指定都市とは、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市の区域をいう。
- 3 条件不利地域とは、次に掲げる区域を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。
 - (1) 過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法附則第5条の規定による特定市町村及び特別特定市町村、同法附則第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに第8条第1項及び第2項の規定により特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域（以下この表において「一部みなし過疎地域」という。）
 - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
 - (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- 4 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 5 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、第3項第1号の区域（一部みなし過疎地域を除く。）
- 6 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- 7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう。

別表第2（第11条関係）

要件
<p>活動として地場産業等に従事する隊員が、次の(i)～(iii)に掲げる要件の下、任期終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該活動を行うことを希望し、本町が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長（最長5年）することができる。</p> <p>(i) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして本町が認めるものであること。</p> <p>(ii) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。</p> <p>(iii) 地域おこし協力隊員としての活動地である本町に定住し、かつ本町で起業・事業承継を行うこと。</p>